

生活環境影響調査の手続きをサポートします

生活環境影響調査とは？

廃棄物処理施設（焼却施設、最終処分場、破碎・選別施設、し尿処理施設など）の新設・移転の際の許可申請には、周辺への環境影響を予測・評価して必要に応じて環境保全対策を行う「生活環境影響調査」が義務付けられています。

調査の基本的な流れ

弊社は、調査計画書の作成、現況把握・予測・評価、生活環境影響調査書作成を行うとともに、必要に応じて行政との打合せ、住民説明会などの補助を行い、廃棄物処理法に基づく手続きをサポートします。

1 調査項目 調査地点の選定

施設の種類に応じ、周辺への影響が想定される調査項目を選定（大気、騒音、振動、悪臭、水質、地下水など）し、影響を受ける可能性がある周辺地域の中から、調査地点を選定します。

2 調査計画書の作成

調査項目、調査地点、調査手法、調査時期などをまとめた調査計画書を作成します。

3 現況調査



正確な調査を行うため、施設の種類、周辺土地利用なども考慮した上で、資料調査、現地調査により現況を把握します。

4 予測 影響分析（評価）

5 生活環境影響調査書 作成

6 行政機関打合せ、 住民説明会の補助説明

【予測評価事例】

予測地点
最も影響の大きい予測地点で確実に評価します。

敷地境界

対象民家

新設工場

図表を活用

供用後の予測値	保全目標	評価
騒音 58db	昼間 65db	○ 予測値は保全目標を達成
振動 67db	昼間 65db	× 予測値は保全目標を未達成

最も影響が大きい地点で予測評価を行い、保全目標を上回る場合、保全対策案を提案します。

EAC
株式会社 環境アセスメントセンター

静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、
山梨県の相談をお受けしています

本社 / 〒420-0047 静岡県静岡市葵区清閑町 13-12 TEL:054-255-3650 Email:kikaku@eac-net.co.jp
事務所 / 北信越支社、東海（岐阜）、高山、恵那、名古屋、豊橋、三重、浜松、伊豆、飯田、伊那、富山